コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　Nippon Yusen Kabushiki Kaisha

最終更新日：2016年7月1日
日本郵船株式会社
代表取締役社長　内藤　忠顕
問合せ先：法務・フェアトレード推進グループ　経営法務チーム 03-3284-5151（代）
証券コード：9101
http://www.nyk.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、株主・投資家、顧客、取引先、地域社会、当社及び当社グループ会社従業員などのステークホルダーの信頼を得て、その期待に応えるべく経営の透明性と効率性を確保し、適切な経営体制の構築・維持に努めています。機関設計は監査役会設置会社を選択し、取締役会は独立性の高い社外取締役3名を含む12名で構成されており、監査役会は独立性の高い社外監査役2名を含む4名で構成されています。取締役会の決議と監督のもと、経営委員が業務を執行しています。また、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な枠組み及び考え方を「コーポレートガバナンス・ガイドライン」として取り纏め、当社ウェブサイトにおいて公開しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

2016年７月１日時点において、当社はコーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施しております。
今回は、昨年12月時点で今後対応が必要な項目として開示しておりました12項目における実施状況及び当社のガバナンスに関する特記事項を以下に任意に開示します。
なお、当該12原則のうち、以下の3原則につきましては【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】に記載しております。
＜原則１－４　いわゆる政策保有株式＞
＜原則３－１　情報開示の充実＞
＜補充原則４－11－３　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件＞

１．今後対応が必要な項目として開示していた事項に関する実施状況

＜原則３－１－１　情報開示の充実＞
後述の【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の＜原則３－１　情報開示の充実＞に記載のとおりです。

＜補充原則４－１－３　取締役会の役割・責務（１）＞
社長は独立社外取締役に事前に役員人事案と社長後継者計画を説明し関与と助言を得たうえで、その旨を取締役会へ報告し適切な監督を受けています。

＜原則４－２・補充原則４－２－１　取締役会の役割・責務（２）＞
取締役会は建設的な議論を行い、必要に応じ業務執行取締役へ授権することで機動的な意思決定を支援しています。
当社は、昨年11月に制定した役員等報酬決定方針に則り、株主と利害を共有し、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとなるよう、業績連動型株式報酬制度の導入を今年６月の定時株主総会に提案し承認されました。目標どおり業績を達成した場合、経営トップの報酬のおよそ半分が株式報酬となる設計です。

＜原則４－３・補充原則４－３－１　取締役会の役割・責務（３）＞
取締役会は、情報開示の監督、内部統制やリスク管理体制の整備、及び関連当事者間取引の管理を適切に行っています。取締役会は、予算に対する達成度を含む毎月の連結決算報告と3か月毎の部門別業務概況報告を受けており、それらを踏まえ経営陣幹部の選任を適切な手順に従い行っています。

＜補充原則４－10－１　任意の仕組みの活用＞
社長は、役員人事案を独立社外取締役に事前説明し、役員報酬案を独立社外取締役や独立社外監査役に事前説明する手続を取っており、これらを通じて独立社外取締役等の適切な関与・助言を得ています。

＜原則４－11　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件＞
取締役と監査役の全員を対象とした取締役会の実効性に係る自己評価の記名式アンケートを実施しました。同アンケート集計結果を踏まえた分析と討議の結果、報告事項の整理・充実と重要決議事項に係る説明内容の充実を当面の課題とし、今後は取締役会の役割と機能をさらに議論し、その実効性を高めていくことを確認しました。

＜原則４－14　取締役・監査役のトレーニング＞
取締役・監査役は研鑽に努めており、当社はその機会の提供、斡旋、費用の支援を行っており、役員トレーニングに係る対応についての取締役会での確認も実行しています。2016年度は、既存のトレーニングに加え、さらに充実したトレーニングプログラムを実施し、その進捗を取締役会で確認します。
当社のガバナンスに関する特記事項

＜補充原則４－６　経営の監督と執行＞
当社は、業務の執行と一定の距離を置く取締役の活用を進めるべく、今年６月の定時株主総会において独立社外取締役を１名増員し、３名選任しました。独立社外取締役は、取締役会のほか、重要リスク選定会議などの重要な委員会・会議への出席、中期経営計画策定時の諮問、監査役との意見交換、役員懇談会における活動（業務執行側プレゼンへの意見や専門的知見に基づくレクチャー）、国内外現場の視察などを行っています。

＜補充原則４－13－２　情報入手と支援体制＞
取締役は顧問弁護士の他に、専門的な分野については別の弁護士も起用し助言を得ています。また、監査役は、業務執行側の顧問弁護士とは異なる弁護士を法律顧問として起用し助言を得ています。これらの費用はすべて会社が負担しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

＜原則１－４　いわゆる政策保有株式＞
昨年11月に制定したコーポレートガバナンス・ガイドライン第５条第２項に従い、政策保有株式の保有目的・意義を検証した結果について取締役会へ報告しています。保有目的・意義の検証作業は2008年度から取り組んでおり、現時点までに2008年度比で4割以上（取得価額比）の政策保有株式を売却しています。保有する政策保有株式は当社業績の安定に資する長期契約に係る重要取引先等で、関係維持又は強化のための手段の一つとして妥当と判断するものです。政策保有株式に係る議決権の行使に当っては、投資先企業の価値の毀損につながるものではないこと、及び当社の企業価値向上への貢献の有無とその程度を確認のうえ、議案への賛否を決定しています。
コーポレートガバナンス・ガイドライン
（http://www.nyk.com/ir/manage/gvn/gvn_report_01.pdf）

＜原則１－７　関連当事者間の取引＞
当社は、当社役員と取引を行う場合、取締役会規則に基づき取締役会において決議し、当該取引後、重要な事実を取締役会において報告することとしています。また、当社取締役が役員を兼務する他法人との取引に一定の枠組みを定める目的で、取締役会は3ヶ月毎に兼務状況の報告を受け、取締役が非完全子会社である他法人の役員に就任する場合は取締役会の承認を要することとし、特別利害関係人を幅広く捉え該当する取締役は、取締役会の決議に加わることができないものとしています。直近事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%を超える株式を保有する主要株主は存在しませんが、今後主要株主との取引が発生する場合の取引条件等は、第三者との取引と同様に審議し決定します。

＜原則３－１情報開示の充実＞
（１）から（５）について、付加価値の高い記載となるよう心がけており、当社ウェブサイトで次のとおり開示しています。また、従前より当社ウェブサイト上のコンテンツ等を英文でも開示しています。

（1）経営理念等及び経営計画
日本郵船グループ企業理念
（http://www.nyk.com/profile/mission/mission/）
日本郵船グループ企業行動憲章
（http://www.nyk.com/profile/mission/credo/）
中期経営計画
（http://www.nyk.com/profile/plan/）

（2）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方
コーポレートガバナンス・ガイドライン
（http://www.nyk.com/ir/manage/gvn/gvn_report_01.pdf）

（3）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
役員等報酬決定方針・手続
（http://www.nyk.com/ir/manage/gvn/gvn_report_05.pdf）

（4）取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
役員等選任指名方針・手続
（http://www.nyk.com/ir/manage/gvn/gvn_report_03.pdf）

（5）取締役会が上記（4）を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、
個々の選任・指名についての説明
今年6月の定時株主総会における招集通知から、すべての役員候補者を指名した理由を記載し、開示しています。（http://www.nyk.com/release/IR_meeting.html）

＜補充原則4－1－1　取締役会の役割・責務（1）＞
取締役会では法定事項、並びに重要性及び性質等に鑑み法定事項に準ずる事項を判断・決定しています。取締役会付議事項以外の事項については、経営委員会規則・付議基準や社長決裁基準等にその委任の範囲を明確に規定し、経営陣に委任しています。

＜原則4－8　独立社外取締役の有効な活用＞
独立社外取締役3名を選任しています。事業が多岐に亘り、高度に専門的なこと等から一定数の社内取締役が必要であるため、複数名の独立社外取締役を選任することで実効性を高めています。

＜原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質＞
当社ウェブサイトで次のとおり開示しています。
社外役員候補者の推薦に関する独立性基準
（http://www.nyk.com/ir/manage/gvn/gvn_report_04.pdf）

＜補充原則4－11－1　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件＞
当社ウェブサイトで次のとおり開示しています。
取締役会の規模・バランス・多様性に関する考え方
（http://www.nyk.com/ir/manage/gvn/gvn_report_02.pdf）
役員等選任指名方針・手続
（http://www.nyk.com/ir/manage/gvn/gvn_report_03.pdf）

＜補充原則4－11－2　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件＞
独立社外役員の重要な兼任状況は、第129期定時株主総会招集通知（9ページから15ページ、30ページ）に記載し、
当社ウェブサイトで次のとおり開示しています。
事業報告書
（http://www.nyk.com/ir/library/business/）

＜補充原則4－11－3　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件＞
取締役と監査役の全員を対象とした取締役会の実効性に係る自己評価の記名式アンケートを実施しました。同アンケート集計結果を踏まえた分析と討議の結果、報告事項の整理・充実と重要決議事項に係る説明内容の充実を当面の課題とし、今後は取締役会の役割と機能をさらに議論し、その実効性を高めていくことを確認しました。

＜補充原則4－14－2　取締役・監査役のトレーニング＞
コーポレートガバナンス・ガイドライン第22条において役員トレーニング方針を定め、当社ウェブサイトで次のとおり開示しています。
コーポレートガバナンス・ガイドライン
（http://www.nyk.com/ir/manage/gvn/gvn_report_01.pdf）

＜原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針＞
株主との建設的な対話に合理的な範囲で対応しており、コーポレートガバナンス・ガイドライン第26条において「株主等との建設的な対話を促進するための方針」を定め、当社ウェブサイトで次のとおり開示しています。
コーポレートガバナンス・ガイドライン
（http://www.nyk.com/ir/manage/gvn/gvn_report_01.pdf）

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	102,463,000	6.04
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	98,235,000	5.79
三菱重工業株式会社	41,038,312	2.42
明治安田生命保険相互会社	34,473,267	2.03
東京海上日動火災保険株式会社	28,945,788	1.71
STATE STREET BANK WEST CLIENT － TREATY 505234	23,293,901	1.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口7）	22,987,000	1.36
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA／NV 10	22,188,488	1.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口6）	18,400,000	1.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	18,397,000	1.08

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	海運業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	300社以上

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は郵船ロジスティクス株式会社(株式会社東京証券取引所市場第一部上場)の議決権の過半数を有しています。
当社は同社の独立性を尊重し、企業価値の増大を期待するとともに、当社グループ全体の価値向上のため、経営理念や経営戦略の共有など連結経営の最適化に努めています。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岡本　行夫	他の会社の出身者											
翁　百合	他の会社の出身者											
片山　善博	学者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡本　行夫	○	――	国際情勢に精通する専門家としての幅広い知識と見識を当社の経営に反映していただくため。また、過去及び現在において当社の主要取引先・主要株主企業の出身・業務執行者でなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立性を有していると考えられるため。
翁　百合	○	――	経済・金融情勢に精通する専門家としての幅広い知識と見識を当社の経営に反映していただくため。また、過去及び現在において当社の主要取引先・主要株主企業の出身・業務執行者でなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立性を有していると考えられるため。
片山　善博	○	――	官界・政界・学界における豊富な経験を通じて培われた高い見識・知識、人脈を当社の経営に反映していただくため。また、過去及び現在において当社の主要取引先・主要株主企業の出身・業務執行者でなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立性を有していると考えられるため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人の監査計画を聴取し、監査役監査計画を会計監査人に示すことを通じて、互いの計画を十分に理解することにより、効率的で実効性のある監査役監査及び会計監査の実施を図っています。
また、監査役は、必要に応じ、会計監査人との意思疎通の機会を積極的に設け、本支店、グループ会社及び海外法人など主要な事業所における実査及び往査への立ち会い、もしくは往査結果を聴取するなど、会計監査人監査の相当性を判断しうる職務を遂行しています。
監査役は、監査役全員による内部監査部門業務ヒヤリングを実施するほか、個々の内部監査人との意思疎通を密にすることにより、情報の共有化、相互の連携及び協力を図っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
三田　敏雄	他の会社の出身者										△			
山口　廣秀	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三田　敏雄	○	三田敏雄氏が相談役を務め、過去において業務執行者であった中部電力株式会社との間には、石炭輸送等の取引関係がありますが、当該取引金額の当社売上高に占める比率は1％以下であり、監査役として独立した立場で株主のために判断することに支障はないと判断しています。このほかに、同社が供給する電力を消費する一般消費者としての取引があります。	企業経営等の豊富な経験を通じて培われた幅広い知識と見識を当社の監査に反映していただくため。また、過去及び現在において当社の主要取引先・主要株主企業の出身・業務執行者でなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立性を有していると考えられるため。
山口　廣秀	○	―――	金融・経済分野における豊富な経験を通じて培われた幅広く深い知識・見識を当社の監査に反映していただくため。また、過去及び現在において当社の主要取引先・主要株主企業の出身・業務執行者でなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立性を有していると考えられるため。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役3名及び社外監査役2名の社外役員全員を独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社の持続的な成長に対する取締役等の貢献意欲を高め、取締役等が株主の皆様と利害を共有することを目的とし、透明性・客観性が高い役員報酬制度として、業績連動型株式報酬制度を本年6月に開催した定時株主総会において提案し承認されました。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2016年３月期事業年度に係る役員の報酬等の総額は、取締役14名に630百万円、監査役６名に105百万円、合計20名に736百万円（うち、社外役員５名の報酬等の総額 66百万円）を支払いました。取締役の報酬の額には、使用人兼務取締役の使用人部分を含みません。また、第125期以降当期まで5期に亘り、取締役賞与の支給はありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、社内取締役及び経営委員の報酬制度を、当社の事業規模、内容及び人材確保の観点から同業及び同規模他社等の水準を勘案したうえ、持続的な成長に向けた健全な中長期インセンティブとなり、また株主と利害を共有するよう設定します。報酬は、職責に基づく基本報酬と、会社業績に連動する業績連動型報酬により構成され、報酬の一定割合は自社株報酬とします。賞与は年次インセンティブとして、業績などの経営状況を考慮し、株主総会に提案します。
業務執行に従事しない取締役、独立社外取締役及び監査役の報酬は基本報酬のみとします。すべての取締役、監査役及び経営委員について役員退職慰労金はありません。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

当社は、取締役会事務局である法務部門及び各業務執行部門が、取締役会に先立ち社外役員に情報提供や事前説明を適宜行っています。
当社は監査役の専任補佐組織「監査役室」（４名、うち専任者３名）を設置しており、監査役会運営及び社外監査役のサポートをおこなっています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、事業が高度に専門的であることから会社業務に精通した社内取締役を中心とする経営が事業運営に最適であると判断し、監査役会設置会社を選択しています。経営に対する社外からの監督の実効を上げるため、独立性の高い社外取締役2名を株主総会で選任願っています。

取締役会は独立役員である社外取締役３名を含む12名（うち女性１名）の取締役で構成され、法定事項の決議、重要な経営方針・戦略の策定、業務執行の監督などを行っています。当社は経営委員制度を導入し、取締役兼務者（ただし、社外取締役は経営委員を兼務しません。）を含む31名（うち外国人2名、女性1名）の経営委員で構成する経営委員会を設置しています。経営委員会は、取締役会の決議と監督のもと、原則として毎週開催され、取締役会の迅速かつ効率的な意思決定を推進するため、取締役会付議事項の事前審議を含む重要事項の決議を行っています。こうした体制により、業務執行の権限と責任を明確にし、迅速かつ適正な意思決定を図り、経営の透明性や効率性の向上に努めています。

監査役会は独立役員である社外監査役２名を含む４名（うち女性１名）の監査役で構成されています。監査役のうち１名は、主計財務部門を管掌した経験を有し、財務会計に係る知見をもって会計監査人との意見疎通にあたっています。
監査役会は月例会に加えて必要に応じて都度開催しています。監査役会規則・監査役監査基準に基づいて、毎年の監査方針及び監査計画を定め、取締役会及び経営委員会において説明し、業務執行側の理解と協力を得ています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、複数の社外取締役を含む取締役会と複数の社外監査役を含む監査役会をそれぞれ設置し、監査役の機能を有効に活用しながら経営に対する監督機能の強化を図ることによって、株主の皆様をはじめ、顧客・取引先・地域社会などのステークホルダーの信頼を得て、経営の透明性・効率性を担保できると考え、現在の体制を採用しています。
社外役員は国際情勢や経済・金融情勢等に精通する専門家として幅広い知識に基づく実践的、客観的かつ専門的な視点から取締役会の適切な意思決定や経営監督の実現を図っています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会の3週間前に株主様宛に発送しています。 また、定時株主総会の1ヶ月前から当社ウェブサイトに掲載しています。
集中日を回避した株主総会の設定	通常3月決算会社の総会集中日と言われる、6月の第二最終営業日を避けて開催しています。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット等による議決権の行使を可能としています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用しています。また、IRサービス会社が提供する機関投資家向け議決権行使促進サービスを利用しています。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知の英訳を当社ウェブサイト、当社が上場している金融商品取引所のウェブサイト、機関投資家向け議決権行使プラットフォームウェブサイト及びIRサービス会社が提供する機関投資家向けウェブサイトに掲載しています。
その他	事業報告のビジュアル化を実施しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社はディスクロージャーポリシーを含むコーポレートガバナンス・ガイドライン及びIRポリシー(http://www.nyk.com/ir/manage/policy/)を策定し、開示しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社等が企画する説明会に定期的に参加しています。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に実施しています。 四半期毎の決算説明会を開催し、動画配信も実施しています。 また、事業説明会や施設見学会を国内外で開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に実施しています。 2015年度は海外IRツアーという形で、欧米・アジアの機関投資家との面談を7回実施しました。日本で開催する証券会社主催の海外投資家向け説明会にも積極的に参加しています。また、日本で四半期毎に開催した決算説明会を英語で配信しています。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトにIR情報ページを作り、投資家の皆様の参考になる各種情報を和文・英文で掲載しています。 （和文URL http://www.nyk.com/ir/、英文URL http://www.nyk.com/english/ir/） 掲載資料：決算短信、その他適時開示資料、決算説明会資料（動画、スライド、ファクトブック、質疑応答要旨）、株主総会の招集通知及び決議通知、事業報告及び中間事業報告書、有価証券報告書及び四半期報告書、統合レポート、株主通信、コーポレート・ガバナンスの状況、月次の輸送実績・海運市況等。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画本部にIRグループを設置し、経営委員を含む6名でIR活動を行っています。 担当部署 ：IRグループ（5名） 担当役員 ：取締役・常務経営委員　高橋栄一（経営企画本部長（CFO）） 事務連絡責任者 ：IRグループ長　丸山　徹	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 当社は、日本郵船グループ企業理念、日本郵船グループ企業行動憲章、日本郵船行動規準、Human Resource(HR)理念、個人情報保護方針、個人情報管理規程、環境経営ビジョン、環境方針、社会貢献活動理念と活動方針などの社内規程類を整備しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、海・陸・空にまたがるグローバルな総合物流企業グループとして、世界中の人々の生活・文化・経済の向上に貢献し、企業としての責任を果たすことを目的として、CSRの基軸である安全運航の徹底を中心とした安全活動及び環境保全活動に取り組んでいます。 また、法令遵守、サービスの質・お客様満足度の向上はもとより、本業を通じた社会貢献活動などにも力を入れています。詳しい情報は当社ウェブサイト（http://www.nyk.com/csr/）をご参照ください。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	グループ企業行動憲章において、ステークホルダーの関心に配慮しつつ、広く社会とのコミュニケーションを図り、企業情報を積極的かつ公正に開示することを定めています。 当社は情報発信のみならず、国内外のステークホルダーとの双方向のコミュニケーションを通じて、ご意見を経営にフィードバックしていきます。
	当社は国連グローバルコンパクト（以下GC）への支持を表明しています。

その他	GC原則1から6に係る人権侵害等の調査・対応を目的として、2010年にGC推進委員会を設置し、人権及び労働問題への取組みを推進しています。また、経済人コー円卓会議（Caux Round Table）日本委員会が主催するステークホルダー・エンゲージメント・プログラムにも参加しています。 当社は2013年に人事グループにダイバーシティ推進専任部署を設置し、女性、障がい者、定年退職後の再雇用者の活躍を推進すべく、さまざまな施策を実施しています。 特に、女性活躍推進については、2001年から職種を一本化し、女性が活躍できる制度と環境づくりを進めてきました。2002年には都心で初めての企業内保育所「郵船チャイルドケア」を設置しました。2014年に副社長をトップとする「女性活躍推進プロジェクト―Project W」を開始し、性別に関係なく従業員全員が協働し、働きやすい組織を目指してさまざまな施策を実施しています。施策の一つとして、シンガポールの教育事業企業と契約して保育園への優先入園枠を確保し、ワーキングマザーの海外赴任が初めて実現しました。 2016年6月現在、取締役、監査役、経営委員にそれぞれ女性1名、計3名が就任しています。女性管理職比率は2007年に10%を超え、現在、本社組織におけるその数は30名、比率は16%となっています。 また、従業員の配偶者が国内・海外転勤の際に、当該従業員が最長3年間休業可能な制度を導入したほか、法定を超えた育児・介護休業、フレックスタイム制度、短時間勤務制度など、従業員がワークライフ・バランスを実現しながら、持てる力を最大限に発揮できる仕組みを整備しています。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、平成28年３月31日開催の取締役会において、会社法及び同法施行規則の規定に基づき、業務の適正を確保するための体制について、既に実施し継続中の施策も含めて、次のとおり再決議しました。当該取締役会決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

（１）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（取締役会決議の内容の概要）
・日本郵船グループ企業理念、グループ・バリュー、日本郵船グループ企業行動憲章及び日本郵船行動規準を制定しており、引き続き、これらに則った適切な経営体制の強化に努める。
・取締役等及び従業員の法令等遵守及び業務の適正を確保するため、明確な権限配分及び事務分掌等を社内規程に定め、重要事項を経営委員会及び取締役会において審議する。
・コンプライアンス委員会及び内部統制委員会を設置し、チーフコンプライアンスオフィサー（CCO）を任命する。
・当社グループにおける公正取引問題の判明を受けて、総力を挙げて公正取引に関する理解の深化と法令遵守の徹底を図り、同種事案の再発防止を期し諸施策を実施しており、今後もこれらの維持・強化に努める。加えて贈収賄禁止の徹底を図るため、具体的な防止策の導入と運用について確認する。
・法令遵守の徹底及びコンプライアンスの推進のため法務部門を強化し、教育・研修を継続的に実施し、相談窓口を適切に運用する。内部監査部門は、実地監査等を行い法令違反等の発見に努める。
・公益通報者保護法に対応する社内規程を定め、社内外に通報窓口を設け、必要な措置を講じる。当社グループ全体から匿名通報を可能としており、今後も適切に運用する。

（運用状況の概要）
・企業理念等はデータベースに保存されており、取締役等と従業員が常時閲覧できるようにしている。
・期中に取締役会を14回、経営委員会を50回開催し、重要事項を審議した。また、内部統制委員会を１回、コンプライアンス委員会を２回開催した。総務本部長をチーフコンプライアンスオフィサー（CCO）に任命しており、法令、定款及び社内規程の遵守はもとより、企業倫理や社会規範等を尊重する社内体制や仕組みの強化に努めている。
・社長による独占禁止法遵守徹底の表明、独占禁止法等遵法活動徹底委員会の開催（２回）、法令遵守の制度整備の推進と事案対応の専任組織の設置、調査・審査活動、当社グループにおける統制ネットワークの構築と運用、独占禁止法リスクアセスメント、採算検討会議における同法リスク審査、同盟・協定ファイリング管理、マニュアル等の整備や研修による当社グループ内の啓発と教育（面談、E-learning等）、同業他社との接触規制、社内リニエンシー制度の運用、及び業務を執行する役員と従業員から独占禁止法・競争法遵守に関する誓約書を取得している。
・贈収賄禁止に関する基本方針及びガイドラインを取締役等と全従業員に周知し、関連する社内規程を整備している。
・コンプライアンス教育・研修を継続的に行い、コンプライアンス総点検を９月に実施した公益通報者保護法に対応する内部通報等の相談窓口を適切に機能させ、当社グループ全体からの匿名通報を可能としている。当社グループ内の連携強化を図り問題の早期把握に努め、適切な対策を講じている。

（２）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
（取締役会決議の内容の概要）
・取締役及び取締役会は、その職務の執行に係る文書その他の情報を、社内規程に従い、適切に保存及び管理する。

（運用状況の概要）
・取締役の業務執行に係る主要な情報を保存し、適切に管理している。

（３）損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（取締役会決議の内容の概要）
・リスク管理に関する社内規程に基づき、各本部長等が担当業務のリスクと管理状況の評価を実施し、重要リスク選定会議において検討すること等により全社でリスクを明確にし、適切に対応する。

（運用状況の概要）
・重要リスク選定会議を２回開催した。また、船舶の安全運航と環境保全に係るリスク管理を徹底するとともに、大規模災害等に際する事業継続計画を制定し、適宜見直しの上、災害対策本部事務局等を対象に２回の訓練を実施した。当期は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」の施行に伴い、社内規程と事務マニュアルを制定し、事務取扱担当者等に対するE-Learningを実施した。

（４）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（取締役会決議の内容の概要）
・明確な職務権限及び意思決定ルールを定め、その決定を迅速にするためIT等を利用し、取締役が適正かつ効率的に職務を執行する体制を整備する。

（運用状況の概要）
・毎週開催される経営委員会において、取締役会付議事項の事前審議及び経営委員会委任事項の決議を行っている。また、電子稟議システムの活用により迅速な決裁処理を行っている。

（５）当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（取締役会決議の内容の概要）
・当社グループに適用する企業理念及び企業行動憲章を定めている。
・当社グループの企業価値向上と健全性の確保、及び経営効率の向上と資本効率の向上を目指して、グループ経営委員会を設置する。グループ会社の管理指針等を制定し、適切な運用を通じて適正なグループ経営を推進する。
・内部監査部門は、当社及びグループ会社の内部監査を通じ助言や改善提案等を行う。

（運用状況の概要）
・国内グループ会社を対象として６回の法務研修を実施したことに加えて、贈収賄問題と情報セキュリティ問題について周知徹底した。
・研修やコンプライアンス情報の発信等の活動を通じ、諸法令、企業倫理及び社会規範等を遵守尊重するよう当社グループに周知徹底している。
・グループ経営委員会を４回開催した。グループ会社に適用するグループスタンダード、グループ経営管理指針、管掌会社制度、資本効率強化会社制度、及び管理強化会社制度を制定しており、適切な運用を通じて適正なグループ経営を推進している。
・グループ会社との間でキャッシュマネジメントシステム等を活用し、効率的な資金運用を行っている。
・内部監査部門は、国内グループ会社19社と海外65拠点に対する内部監査を実施し、企業活動全般に亘る管理と運営の制度及び業務遂行の状況に関する評価を行い、その結果に基づく助言や改善提案を行っている。

（６）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
（取締役会決議の内容の概要）
・専任スタッフ等を擁する監査役室を設置している。社外監査役のサポートを含め、監査役の職務を補助する。

（運用状況の概要）
・４名の人員（専任３名、兼任１名）を擁する監査役室を設置し、適切に監査役の職務を補助している（員数は平成28年４月１日現在）。

（７）前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
（取締役会決議の内容の概要）
・監査役室専任スタッフは、常勤監査役の指揮命令下におく。

（運用状況の概要）
・監査役室専任スタッフは、常勤監査役の指揮命令下にあり、常勤監査役が人事考課を行っている。全スタッフの人事異動については監査役の意見を最大限に尊重している。

（８）監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（取締役会決議の内容の概要）
・当社グループのコンプライアンス関連事案及び内部通報について、関連する社内規程を整備するとともに、定期的かつ重要度に応じて都度、監

査役に報告する体制を確保する。
・取締役及び取締役会は、法令並びに監査役会規則及び監査役監査基準に定められた職務の遂行が可能な体制を確保するため、監査役が有効な監査を行うことができるよう環境整備に努める。
・監査役の情報収集体制を確保することで経営課題や業務実態を把握できる体制を整える。

（運用状況の概要）
・経営委員会、コンプライアンス委員会、内部統制委員会、重要リスク選定会議、独占禁止法等遵法活動徹底委員会、情報開示委員会、投資経営会議及びグループ会社社長会等に監査役が出席する機会を提供することにより、監査役の情報収集体制を確保している。
・当社グループの内部通報者の身元秘匿と不利益な取扱いの禁止を内部通報関連規則に定め、通報内容について監査役へ報告している。
・監査役が、取締役等・部門長等と面談し報告を受ける機会を確保している。
・監査役が、取締役会・経営委員会の議事録や稟議書等の業務執行に関わる重要な書類の閲覧・調査をすることを随時可能とし、効率的な監査体制を確保している。

（9）監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
（取締役会決議の内容の概要）
・監査役の職務の執行に係る費用を負担する。

（運用状況の概要）
・監査役の職務の執行について、監査役監査基準において定められた当社に対する費用請求権を尊重し、その費用を負担している。

（10）金融商品取引法への適合を確保するための体制
（取締役会決議の内容の概要）
・金融商品取引法に基づき作成・開示する財務諸表等の適正性を確保するために必要な内部統制の体制を構築し、整備及び運用状況の有効性評価を実施する。

（運用状況の概要）
・内部統制委員会にJSOX部会を設置し、財務報告に関する信頼性の検証と内部統制報告書案の審議を行っている。また、情報開示委員会を四半期毎に開催し、開示内容等について審議を行うなど、整備及び運用状況の有効性評価を実施している。

（11）反社会的勢力排除に向けた体制
（取締役会決議の内容の概要）
・反社会的勢力排除をコンプライアンス上の重要事項と位置付け、反社会的勢力との関係遮断を徹底するため同勢力対応の担当部署を設置する。

（運用状況の概要）
・反社会的勢力への対応を迅速に行うため、警察、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会や弁護士等との提携を日常より緊密に行っている。
・暴力団等の反社会的勢力への対応として、取引先等との契約への暴力団排除条項の設定や関係遮断に関する誓約書を取得するなどの施策を行っている。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方
当社は、日本郵船グループ企業行動憲章の中で、市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係遮断を徹底することを基本方針として定めています。

2. 整備状況
当社は、反社会的勢力との関係遮断を徹底するため同勢力対応の相談担当窓口を設置しており、外部の専門機関との提携を日常より緊密に行い、情報収集に努め適宜周知します。反社会的勢力排除をコンプライアンス上の重要事項と位置付け、マニュアルを整備して適切な対応を行っています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 適時開示体制について
当社は、会社情報の適時開示の重要性に鑑み、「日本郵船グループ企業行動憲章」に、積極的に適時適切な会社情報を開示する旨を明記するとともに、全従業員に対して周知徹底を図っています。
適時開示制度については、平成元年6月に制定した「インサイダー取引の禁止及び重要事実の管理等に関する規程（平成26年4月最終改正）」に基づき各部門に部門情報管理者を任命し、かつ情報収集（子会社の情報を含む。）に努めるとともに、全従業員に対し毎月適時開示情報の報告を求める旨の通知を実施しています。また、この通知に基づき、各部門の部門情報管理者より「情報統轄管理者（法務部門担当役員）」に対し「付議案件届出書」により適時開示情報に係る基礎的情報が報告され、取締役会規則及び経営委員会規則等に基づいて定められた各決議機関により決議されたうえで、適時に開示される体制が整えられています。
なお、取締役会及び経営委員会の決議事項及び報告事項は、株式会社東京証券取引所等（以下、「東証等」という。）の定める適時開示項目を参考として定めています。
また、添付2のとおり、情報統轄管理者はこれらの情報を把握するとともに、「情報取扱責任者」が東証等へ適時開示を行う体制となっています。

2. 適時開示制度に係る教育研修制度について
平成14年度より、当社グループ全従業員を対象にコンプライアンス研修等を実施し、インサイダー取引の禁止及び適時開示の重要性等の認知を促進しています。
また、法務部門に適時開示担当者を設置し社内各部門からの相談に応じるとともに、相談業務を通じて、社内の啓発活動に努めています。

3. 海難事故等に係る適時開示について
海難事故等の当社グループの船舶に関する重大事項に関しては、海務部門及び広報部門を中心に構成する事故対策本部が所管しています。同部門は、これらの重大事項の迅速な把握及び対応に努めるとともに、遅滞なく情報管理部門に伝達することで、所要の適時開示を行う体制となっています。

4. 決算関連の適時開示情報の収集体制について
有価証券報告書等で開示が必要な決算関連の適時開示情報の収集体制については、主計部門が所管しています。同部門は、開示情報の種類ごとに報告部門を定め、当該各部門より開示情報が漏れなく収集されるようにチェック体制の整備を行っています。

5. 適時開示のモニタリング体制について
平成17年度より、社長を委員長とする情報開示委員会において情報取扱責任者が適時開示状況の報告を行う体制を整えています。

（添付 1）

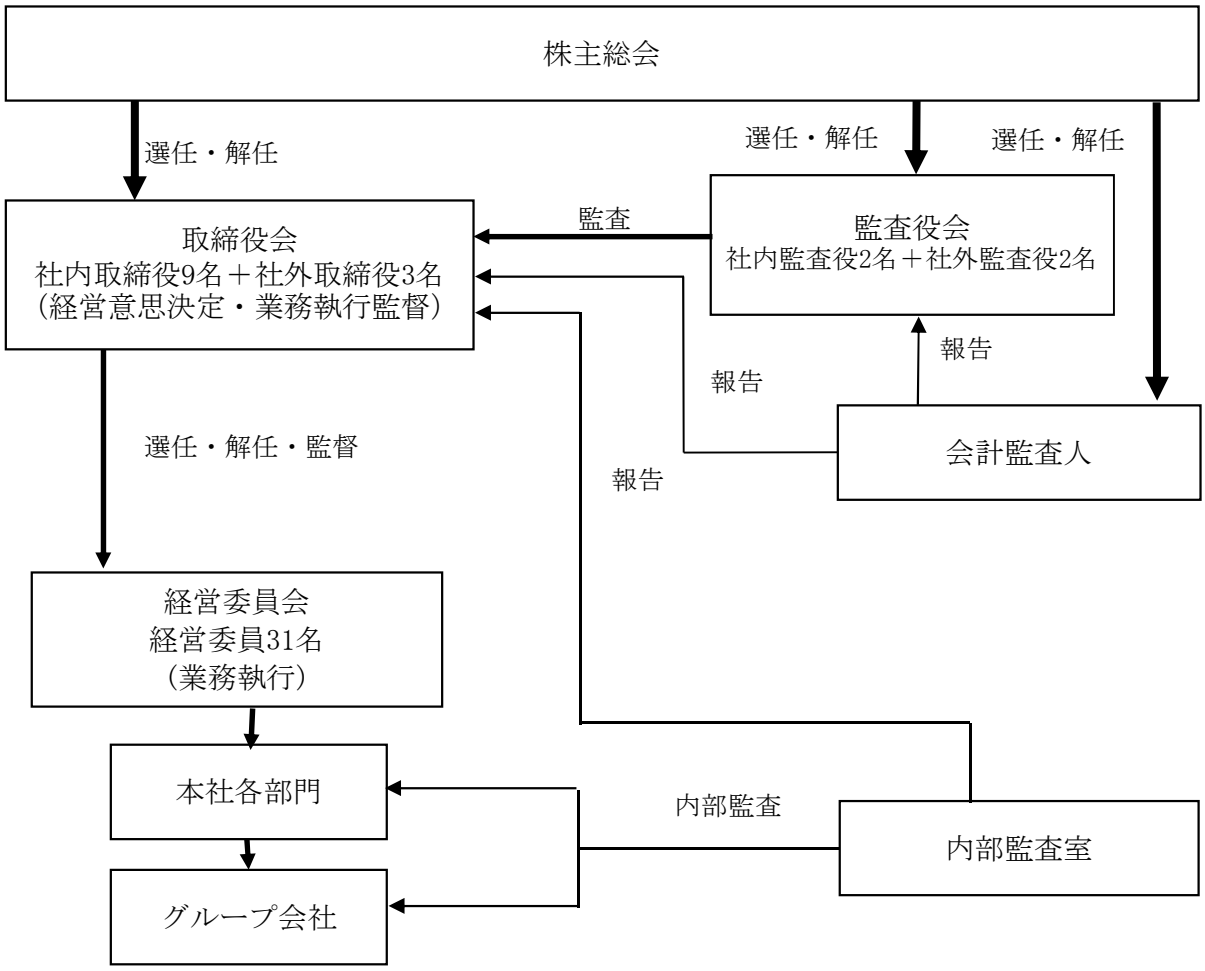
株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
取締役会
社内取締役9名＋社外取締役3名
（経営意思決定・業務執行監督）
監査
監査役会
社内監査役2名＋社外監査役2名
報告
報告
選任・解任・監督
報告
会計監査人
経営委員会
経営委員31名
（業務執行）
本社各部門
内部監査
内部監査室
グループ会社

（添付2）

会社情報の把握･開示体制

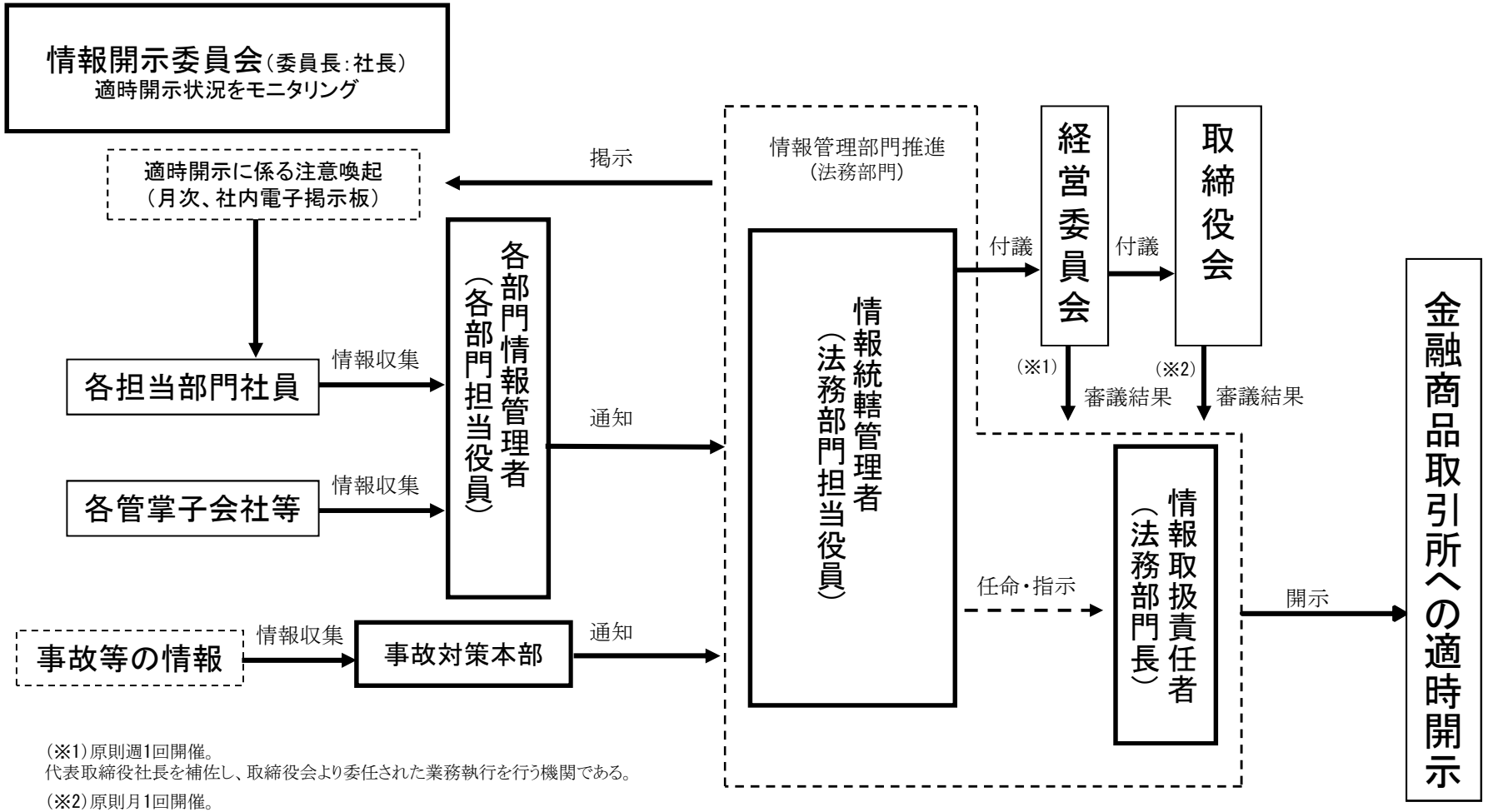

（※1）原則週1回開催。
代表取締役社長を補佐し、取締役会より委任された業務執行を行う機関である。

（※2）原則月1回開催。